

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和6年度）

法人名	全国漁業共済組合連合会	根拠法令名	漁業災害補償法	(平成14年 4月 1日民間法人化)		
1. 法人の概要	業務の概要					
	漁業共済組合が行う漁業共済事業についての漁業再共済事業。					
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	
	常勤	0人	3人	0人	35人	
	非常勤	4人	5人	3人	0人	
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和6年度(A)	令和5年度(B)	令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	526.5 億円	544.2 億円	96.75%		
	補助金等収入額 (①)	- 億円	- 億円			
	事業による自己収入額 (②)	13.5 億円	11.5 億円	117.39%		
	①/②×100 (%)	- %	- %			
	経常的運営費用 (③)	8.8 億円	7.6 億円	115.79%		
	①/③×100 (%)	- %	- %			
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) - (理由) -			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) -			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) -			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		無		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	-
	名称 (法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額		算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	-		円		(決定者) -	
	-		円		(決定方法)	
	-		円		-	
	-		円			
	-		円			
対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		-		収支状況のインターネットでの公表の有無	-	
対価を伴う自主事業の有無		無		法人における純利益額	円	
(5) 検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法	
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注		無		法人の外注金額	- 円
	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無) - (内容) -			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容 (なければその理由)		(有・無) (内容) 業務・会計の状況につき、毎年1回、国による常例検査を実施。			
	役員員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容 (なければその理由)		(有・無) (内容) 就業規則上、守秘義務規定が設けられている。			

(1)役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由		-
	役員の定数		12 人	上限と下限の幅がある場合はその幅		-
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		総会において推薦委員会をもって構成する推薦会議の推薦により決議し、選任することとされており、公正かつ自主的な方法となっている。			
	役員の任期		3 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 3 年 (理由) 漁業災害補償法第67条第2項において準用する同法第26条第1項において規定。
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		役員の在任年齢は原則65歳までとして平成20年度に規定済み。
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々 職	常勤・非常勤
	会長理事 副会長理事 副会長理事 副会長理事 専務理事 常務理事 常務理事 理事 理事 理事 理事	宮原 淳一 矢部 廣一 前川 健吾 奈良 満 岩下 巧 樋口 知路 井上 清和 川越 一男 鈴木 清 島崎 勝弘 高平 真二 内田 珠一	令和元年6月21日 令和元年6月21日 令和元年6月21日 令和4年6月24日 令和6年6月21日 令和6年6月21日 令和元年6月21日 令和4年6月24日 平成28年6月24日 令和4年6月24日 令和4年6月24日 令和4年6月24日 令和5年6月23日	全国合同漁業共済組合組合長理事（現職） 宮崎県漁業共済組合組合長理事（現職） 岩手県漁業共済組合組合長理事（現職） 北海道漁業共済組合組合長理事（現職） 元職員 元職員 水産庁増殖推進部漁業資源情報分析官 兵庫県漁業共済組合組合長理事（現職） 全国合同漁業共済組合副組合長理事（現職） 徳島県漁業共済組合組合長理事（現職） 長崎県漁業共済組合組合長理事（現職） 全国漁業協同組合連合会代表理事専務（現職）		非 非 非 非 常 常 常 非 非 非 非 非
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		
	(比率) - % (理由) 該当無し。			(比率) - % (理由) 本会は、指導監督基準3（1）④のただし書きに該当。		
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	無	インターネットによる公表の有無	有
	役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法		
	水産系統団体の役員給与及び財務状況を勘案して毎年総会において決定。			常勤役員については常勤役員退任慰労金支給規則に、非常勤役員については非常勤役員退任慰労金支給規則に基づき算出し、総会の議決を経て支給。		
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
	有	定款に定められており、定款は大臣認可を要する。		定款に定められており、定款は大臣認可を要する。		

(2)監査役員	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		-
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		総会において委員会をもって構成する推薦会議の推薦により決議し、選任することとされており、公正かつ自主的な方法となっている。			
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
	登用済み。			該当無し。		
	監査役員の任期		3 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 3 年 (理由) 漁業災害補償法第67条第2項において準用する同法第26条第1項において規定。
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		役員の在任年齢は原則65歳までとして平成20年度に規定済み。
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々 職	常勤・非常勤
	代表監事 監事 監事	三津谷 廣明 中島 謙二 長岡 英典	令和4年6月24日 令和4年6月24日 令和4年6月24日	青森県漁業共済組合組合長理事（現職） 全国合同漁業共済組合副組合長理事（現職） 一般社団法人大日本水産会常務理事（現職）		非 非 非
	監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	無	インターネットによる公表の有無	有
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
	-			-		

(3) 社団的・性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容			
	(有)・無 (内容) 総会は 1 / 2 以上の出席で成立。		(有)・無 (内容) 議事は出席者の過半数の賛成で可決。特別議決事項は総会員の過半数が出席し、2 / 3 以上の賛成で可決。			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)					
	(有)・無 (内容) あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
			(有)・無 (内容) -			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	-	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)	%		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由					
	評議員選任規程の有無	-	左の規程がない場合、その理由	-		
	評議員定数	-	上限と下限の幅がある場合はその幅	-		
	評議員任期	- 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) - 年 (理由) -		
	在任年齢に関する規定の有無	-	規定の内容	-		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が 1 / 2 超の場合、その比率と理由					
	(比率) - % (理由) -					
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
	-					
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用	企業会計原則の適用の有無	有	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	企業会計、公会計、水産庁長官通知に基づき処理 ☐	
(2) 余裕金の運用	余裕金 (財産) の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 255.9 億円 (運用方法) 漁業災害補償法施行規則第 41 条、定款第 49 条及び「余裕金の運用に係る基本方針」に基づく運用。預金、有価証券、金銭信託等。	円			
(3) 長期借入金	長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	-		
	長期借入金の確実な返済計画の内容					
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)			
	184.2 億円	円	(有無) 有 (理由) 無			
(5) 公認会計士監査	収支決算額	526.5 億円	収支決算額が 50 億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無			
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由	会計状況については国による常例検査等の指導監督権限により担保済み。				
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無		
(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無		
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容 (未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が 20 % 以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が 2 / 3 以上となっているもの		
	名称	該当なし。		該当なし。		
	所在地					
	資本金					
	事業内容					
	役員の状況					
	従業員数					
	持ち株比率					
	法人との関係					
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の 5 年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	有	-	
	役員名簿	有	有	有	-	
	組合同等名簿	有	有	有	-	
	事業報告書・附属説明書類	有	有	有	-	
	損益計算書又は収支計算書	有	有	有	-	
	貸借対照表	有	有	有	-	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	-	
	監事の意見書	有	有	有	-	
	事業計画書	有	有	有	-	
	収支予算書	有	有	有	-	

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有	-	有	-
	役員名簿	有	-	有	-
	組合員名簿	有	-	有	-
	事業報告書・附属説明書類	有	-	有	-
	損益計算書又は収支計算書	有	-	有	-
	貸借対照表	有	-	有	-
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	-	有	-
	監事の意見書	有	-	有	-
	事業計画書	有	-	有	-
	収支予算書	有	-	有	-
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	有	-	有	-
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有	-	有	-
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有	-	有	-
設立年月日	有	-	有	-	
代表者の職名及び氏名	有	-	有	-	
主な目的及び事業	有	-	有	-	
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有	
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令				
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			有	
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有	
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	役職、氏名、就任年月日、経歴			-	
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			-	
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	該当なし。			-	
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等					
(1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	・3（1）③について、年齢規定を整備するよう指導し、平成20年7月に措置済み。 ・3（1）⑤について、役員報酬の支給基準をインターネットで公表するよう指導し、平成20年10月に措置済み。 ・3（2）について、監査役員の登用についての基準を満たすよう指導し、平成21年1月に措置済み。 ・6（1）決算財務諸表及び附属明細書の公開について、内部規定において整備するよう指導し、平成25年度に措置済み。	
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有			
	基準7（1）のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその内容	業務・会計の状況につき、年1回、国による常例検査を実施。	
	基準7（1）のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有			
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有	無い場合、その理由	-	
	当該見直し結果の公表の有無	無	無い場合、その理由	改善すべき点がなかったため。	
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	-	無い場合、その理由	-	
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目標に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	無	法律の改廃を含めた必要の措置の実施の有無	無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）	無	無		
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	-			
	法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	-			
	その他	-			
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）					
・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっている令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。					
・評議会等による業務実績評価の実施について 全国漁業共済組合連合会の特性及び実績等の本質に応じて検討した結果、業務実績評価は、漁業災害補償法に基づく総会で実施していることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。なお、全国漁業共済組合連合会は、団体的性格の法人であり、総会は組織の最高議決機関となっており、事業報告・事業計画や予算・決算等の重要事項に係る議決を行っている。 ・収支決算額50億円以上の法人における公認会計士による監査の実施 全国漁業共済組合連合会の特性及び実績等の本質に応じて検討した結果、全国漁業共済組合連合会に対して、漁業災害補償法に基づく指導監督を実施しており、全国漁業共済組合連合会の業務又は会計については、同法に基づき農林水産大臣による常例検査を実施していることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。					